

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の 準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針

平成 27 年 11 月 27 日
閣 議 決 定

1. はじめに

（平和の祭典）

オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会は世界最大の平和の祭典であり、その開催は、国際的な相互理解や友好関係を増進させる。オリンピック憲章は、「肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランス良く結合させる生き方の哲学」を意味する「オリンピズム」の目的は、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることにある」としている。パラリンピックは、そのビジョンを、「パラリンピックアスリートが、スポーツにおける卓越した能力を発揮し、世界に刺激を与え興奮させることができるようにすること」としている。また、国連では、1994 年のリレハンメル冬季オリンピック競技大会以来、大会に際して、オリンピック停戦の遵守に関する国連総会決議を採択し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催期間における停戦の遵守を加盟国に促している。

（1964 年大会の成果）

戦後一貫して平和国家としての道を歩み、世界の平和と繁栄に貢献してきた日本は、オリンピック・パラリンピックムーブメントについても、その発展に貢献してきた。日本にとって初のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催となった 1964 年の東京大会は、史上初めてアジアで開催された大会でもあり、オリンピズムをアジアにも広げた。1964 年の東京大会は、日本の国際社会への本格的な復帰の象徴でもあり、敗戦から立ち上がった日本の復興を世界に示すものになった。日本人にとって、頑張れば世界と肩を並べることができるという自信を持つ契機となり、高度成長の弾みとなった。

（今回の大会の意義）

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）についても、より多くの国・地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合える歴史に残る大会にするとともに、自信を失

いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機としなければならない。

特に、パラリンピック競技大会の開催は、障害者の自立や社会参加を促す大きな力となる。「パラリンピック」という語は 1964 年の東京大会の際に初めて使用されたものであり、夏季のパラリンピック競技大会が同一都市で 2 回開催されるのは、今回が史上初となる。参加国・地域数についても、オリンピック競技大会との差が縮まるよう、過去最多となることを目指し、大会を世界中の障害者をはじめ全ての人々に夢を与える大会としなければならない。

（運営の成功のための体制）

国際テロやサイバー攻撃の脅威の高まりなど、セキュリティをめぐる情勢は時代とともに変化しており、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客の輸送等大会運営の成功のための体制を整えていくことは必須である。特に、パラリンピック競技大会については、パラリンピックの認知度向上、ユニバーサルデザインに基づく競技会場整備をはじめとして、過去最高の環境整備を進める。

（「復興五輪」・日本全体の祭典）

同時に、大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。この機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、大会に関連した事業やイベントへの地方の企業、団体及び個人等の参画拡大等を推進する。こうした取組を通じて、大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。

（有益な遺産（レガシー）の創出）

オリンピック憲章では、オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）について、開催都市のみならず、開催国としても引き継ぐことが期待されている。1964 年の東京大会は、新幹線、首都高速道路、ごみのない美しい街並みなど、現在にも残る数々の遺産（レガシー）が生み出された。今回の大会も、多くの

先進国に共通する課題である高齢化社会、環境・エネルギー問題への対応に当たり、日本の強みである技術、文化をいかしながら、世界の先頭に立って解決する姿を世界に示し、大会を世界と日本が新しく生まれ変わる大きな弾みとする。「強い経済」の実現、文化プログラム等を活用した日本文化の魅力の発信、スポーツを通じた国際貢献、健康長寿、ユニバーサルデザインによる共生社会、生涯現役社会の構築に向け、成熟社会にふさわしい次世代に誇れる遺産（レガシー）を創り出す。

（政府のこれまでの取組）

政府は、平成 25 年 9 月に、2020 年のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定された後、速やかに、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を任命した。また、平成 27 年 6 月の平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号、以下「法」という。）の施行を受け、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するとともに、専任の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を任命した。

その際、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）、東京都、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と円滑な連携を図りつつ、大会に関連して政府が講ずるべき施策（以下「関連施策」という。）の立案と実行に取り組んできた。

（基本方針の策定）

2020 年に向け、大会に関連する取組を加速させるため、法第 13 条に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、本基本方針を定め、関連施策の立案と実行に当たっての基本的な考え方、施策の方向について明らかにする。関連施策とその進捗状況については、「大会に向けた政府の取組」として定期的に公表する。

2. 基本的な考え方

政府は、以下の基本的な考え方に基づき、関連施策の立案と実行に取り組む。

(1) 国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現

大会の運営に万全を期すことに加え、大会を日本再興の契機とし、その効果が東日本大震災の被災地を含む日本全体に波及し、国民全体に参加意識が醸成されるよう努めるとともに、パラリンピック競技大会をオリンピック競技大会と一体的に運営することを通じて障害者の社会参加の拡大を図り、大会を日本全体で「夢と希望を分かち合う大会」にする。

(2) 次世代に誇れる遺産（レガシー）の創出と世界への発信

大会を開催期間において確実に成功させるのはもとより、高齢化社会、環境・エネルギー問題その他の日本が直面し多くの先進国に共通する課題を踏まえ、大会の開催後も有用であり、次世代に誇れる有形・無形の遺産（レガシー）を全国に創出するとともに、日本が持つ力を世界に発信する。

(3) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進

大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠である。大会組織委員会が、大会の運営主体として、大会の計画、運営及び実行に責任を持ち、東京都が、開催都市として、大会組織委員会の行う大会準備を全面的にバックアップするとともに、外国人受入れ体制の整備、開催機運の醸成等に取り組む。国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。また、ラグビーワールドカップ2019に関係する施策については、大会と共通する施策が含まれることから、連携して準備を進める。

(4) 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

政府は、明確なガバナンスの確立に向け、関係機関と円滑に連携し、オープンなプロセスにより意思決定を行う。また、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、関連施策については、事業の進捗と効果を点検することを通じて効率的・効果的に実行し、施策に要するコストをできる限り抑制するとと

もに、大会の確実な成功に向けた取組を加速する。

3. 大会の円滑な準備及び運営

大会の確実な成功に向けて、大会に参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、セキュリティの万全と防災・減災等の安全安心の確保、アスリート、観客その他の関係者の円滑な輸送のための措置、暑さ対策・環境問題への配慮及び大会のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備を進める。また、日本人アスリートの活躍を通じて国民を感動の渦に巻き込めるよう、オリンピック・パラリンピックの一体的な競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及に取り組む。

大会の前年に開催されるラグビーワールドカップ 2019 は、大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営が、翌年に開催される大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることから、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）を踏まえ、政府として必要な支援に努めるとともに、セキュリティの万全と安全安心の確保、外国人受入れのための対策など、共通する施策について連携して準備を進める。

① セキュリティの万全と安全安心の確保

時々刻々変化する各種脅威への対処とスポーツの祭典であることとの調和を図り、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の創造に向けた政府を挙げての戦略的・総合的な取組を進めるほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に開催されるセキュリティ幹事会、大会の安全に関する情報を集約するために平成 29 年 7 月を目途に設置されるセキュリティ情報センター等を活用し、セキュリティの確保に係る機関が緊密に連携して、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリテ

ィ戦略を着実に実施するほか、当該戦略に基づき、大会に係るサイバーセキュリティ上のリスクを明確にした上で、各関係主体で必要な対策を施していくとともに、脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としてのオリンピック・パラリンピックCSIRT（Computer Security Incident Response Team）の構築、運用を図る。

防災・減災対策については、国土強靱化を着実に進めるとともに、首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等の対策を検討、推進する。

感染症対策については、中東呼吸器症候群（MERS）等の海外の感染症発生動向を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制を整備するとともに、サーベイランスの強化などの国内の感染症対策を推進する。また、併せて食中毒予防策を推進する。

② アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

アスリート、観客等や貨物等の円滑な輸送のため、首都圏空港の機能強化、空港アクセスの改善、道路・交通インフラの整備等を推進する。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

首都圏空港（羽田・成田）の機能強化については、羽田空港における飛行経路の見直し等を含む機能強化方策の具体化に向けた取組を進めるとともに、バリアフリー化等を通じて空港アクセスをはじめとする鉄道・バス等の利便性向上を進める。

道路・交通インフラについては、大会時における渋滞が緩和され、人流・物流が円滑に行われるよう、東京臨海部をはじめとする関連インフラの整備等を推進する。特に、大会関係者の輸送については、オリンピック・パラリンピッククレーンの設置に向けて、関係機関が連携して検討を進める。

また、CIQ体制の強化その他の外国人の受入れのための対策については、人的・物的な体制の整備を推進するとともに、多言語対応の強化、無料公衆無線LANの環境整備などの社会全体のICT化の推進、宿泊施設の供給確保に向けた対策、医療機関への外国人患者受入環境整備、外国人来訪者等への救急・防災対応、無電柱化、海外発行クレジットカード等の決済環境等の改善を推進する。

③ 暑さ対策・環境問題への配慮

大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備するため、大会の暑さ対策として、道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制対策等によるハード・ソフト両面の競技会場等の暑さ対策、熱中症等関連情報について多言語による外国人向け啓発をはじめ多様な情報発信の実施、ＩＣＴを活用した救急通報等、外国人・障害者も含めた救急医療体制の整備等を進める。

また、大会における持続可能性を実現するため、日本が保有する省エネルギー・環境関連の技術の活用をはじめとする環境等への配慮を通じて、大会の二酸化炭素等の排出量削減、３Ｒ促進をはじめとする環境負荷低減に向けた取組を推進する。

④ メダル獲得へ向けた競技力の強化

公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、日本人アスリートが、大会において最高のパフォーマンスを発揮し、過去最高の金メダル数を獲得するなど優秀な成績を収めることができるよう、トップアスリート及び次世代アスリートの育成・支援のための戦略的な選手強化、競技役員など国際的に活躍できる人材の育成、スポーツ医・科学、情報分野の多方面からの専門的かつ高度な支援体制の構築に努めるとともに、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進める。特に、パラリンピック競技については、基盤の強化をはじめ、大会の成功に向けた重層的な支援を講ずる。

⑤ アンチ・ドーピング対策の体制整備

競技の公平・公正性を確保するため、アンチ・ドーピング対策を強化する必要がある。具体的には、世界ドーピング防止機構（ＷＡＤＡ）や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（ＪＡＤＡ）とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行う。また、スポーツの価値・インテグリティ（高潔性）を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化を支援する。

⑥ 新国立競技場の整備

大会のメインスタジアムとなる新国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、「新国立競技場の整備計画」（平成 27 年 8 月 28 日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づき、アスリート第

一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさを基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を進める。

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成

大会開催を契機に、オリンピック・パラリンピック教育の推進によるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成する。

具体的には、スポーツ及びオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の意義、価値、歴史に対する国民の理解・関心の向上、障害者を含めた多くの国民の生涯にわたるスポーツへの主体的な参画の定着・拡大、若者に対するこれからの社会に求められる資質・能力の育成について推進を図るとともに、大会をはじめとするスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブの在り方について検討を進める。

「Sport for Tomorrow」プログラムを通じて、スポーツの価値及びオリンピック・パラリンピックムーブメントを普及させるため、スポーツ分野での世界の国々への貢献・協力関係の構築を行う。

また、全国でより多くの方々が大会に関連した取組に関わっていくことができるよう、大会の運営や地方における海外からの来訪者の受入れなどの各種ボランティア活動、大会に関連する取組に係る寄附等への機運醸成を図る。

4. 大会を通じた新しい日本の創造

(1) 大会を通じた日本の再生

世界の熱い注目が集まる大会の開催を通じて、復興を成し遂げつつある東日本大震災の被災地の姿、季節感にあふれた祭り・花火、地域の伝統芸能や特色ある文化芸術活動、食からおもてなしの心に至る全国の地域の魅力、日本の強みである環境・エネルギー関連などの科学技術を世界にアピールし、地方創生・地域活性化、日本の技術力の発信及び外国人旅行者の訪日促進等を通じた「強い経済」の実現につなげる。

① 被災地の復興・地域活性化

東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、復興を成し遂げつつある被災地の姿を世界に向けて発信することは、この大会の大きな目的の一つである。被災地の方々の声を十分に聴きながら、被災地を駆け抜ける聖火リレー、被災地での大会イベントの開催や事前キャンプの実施、被災地の子どもたちの大会への招待等について取組を進めるとともに、被災地における取組を世界に伝えていくことを通じ風評被害を払拭し、産業面を含めた着実な復興へとつなげる。

また、大会に関連する様々な事業、イベント等に全国各地の中小企業をはじめとする企業、団体・NPO、個人等の各主体が積極的に参画し、日本全体でビジネス機会の拡大を含め地域活性化につながるよう、大会開催の効果を全国に波及させるための取組を関係機関と連携しつつ進める。特に、大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、被災地を含む全国各地に広げる。さらに、改善された日本のビジネス環境を世界に発信し、投資を促進する。

② 日本の技術力の発信

日本が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する機会となる大会を、「強い経済」の実現に向けたイノベーションの牽引役と捉え、大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化し、世界に発信する。

具体的には、水素社会の構築に向けた環境・エネルギー技術、自動走行技術の実用化、ロボット技術、高精度衛星測位技術を活用した新サービス等を制度面も含めて推進する。また、日本のものづくり力をいかした義肢装具の普及を促進する。

③ 外国人旅行者の訪日促進

2016年のリオデジャネイロ大会以降、2020年までの次期開催国として注目される期間に、多言語対応等を含めた外国人受入れのための対策及び日本文化の魅力の発信と連動しつつ、訪日プロモーションを推進する。その際、多言語対応、ICT環境の整備、各種ボランティア活動等による「おもてなし」を向上させ、外国人旅行者を地方へ誘客するための施策により大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させる。また、バリアフリー化等を通じて空港アクセスをはじめとする鉄道・バス等の利便性向上を進める。さらに、道路インフラの整備、水辺環境の改善等についても、大会後の日本の成長基盤となるよう

配意する。

（２） 日本文化の魅力の発信

大会はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもある。日本には、伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、さらには、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化がある。文化プログラムの推進も含め、こうした多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、東京におけるショーウィンドウ機能を活用しつつ、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる。

また、障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能をいかして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進する。

（３） スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

大会の開催は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の目指す「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことのできる社会」を実現する好機である。この点を踏まえ、2020 年に向けて、スポーツ庁が中心となって、関係各省や関係団体が協働しつつ、競技力強化、アンチ・ドーピング対策の推進、地域におけるスポーツの振興などの多様なスポーツの機会確保のための環境の整備、指導者の養成、スポーツ関連産業の育成及び同産業との連携、スポーツに関する科学研究の推進、国際的な交流及び貢献の推進、障害者スポーツの推進等、スポーツ基本法に掲げる各般の施策に取り組み、スポーツ立国の実現を図る。

障害者スポーツの推進については、各地域において認知度の向上を図るとともに、障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を促進する。

（４） 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

大会が開催される 2020 年には団塊の世代が 70 歳を超えることを踏まえ、生涯現役社会を構築できるよう、大会への準備を弾みとして、スポーツ・運動を通じた健康増進、障害者・高齢者にとどまらず誰もが安全で快適に移動できる

公共施設等のユニバーサルデザイン化・障害者等への理解などのいわゆる「心のバリアフリー」による共生社会の実現を通じて、障害者・高齢者の活躍の機会を増やす。

① 大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止

大会を弾みとして、個人の主体的な健康増進の取組を促進することにより、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指す。

このため、市町村が実施する取組への支援や医療保険者において、個人のスポーツ・運動を通じた健康増進への問題意識を喚起するための普及啓発や、個人がライフステージに応じて、主体的にスポーツ・運動に取り組むための環境整備、国民の主体的な取組を促し、支えるための環境整備を進める。

受動喫煙防止については、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する。

② ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

高齢化が進展する中で、障害者・高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進する。このため、全国展開を見据えつつ、東京において、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラを整備する。特に、「アクセシビリティガイドライン」を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての人にとってアクセス可能な大会を実現する。

障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげる。このため、障害者スポーツを全ての子供たちが体験するなどの取組を通じて、教育現場・地域における交流及び共同学習のより一層の充実を図る。